

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の方に交付されている「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成30年7月31日が有効期限となっています。

平成29年中の所得状況等により、平成30年度も引き続き非課税世帯と認定された方には、新しい認定証（有効期限は平成31年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

新たに平成30年度の住民税が非課税となった世帯の方は、認定証の交付申請手続きが必要となります。後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、税務住民課国保グループで手続きしてください。

2 「後期高齢者医療限度額適用認定証」について

住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の後期高齢者医療制度の加入者がいる方で、窓口負担が3割となっている現役並み所得区分が平成30年8月から3つの区分に分かれ、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方及び380万円以上690万円未満の方は新たに「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付申請手続きが必要となります。

認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、税務住民課国保グループで手続きしてください。

3 平成30年度の青森県後期高齢者医療保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額] 40,514円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得(※1) × 7.41%	=	保険料額 (限度額62万円) ※2
---	---	---	---	--------------------------------

※均等割額、所得割率はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

※2 平成29年度は、57万円

4 保険料の軽減措置について

■ 所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員が所得0円の場合 (ただし公的年金控除額は80万円として計算)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(27万5千円×被保険者の数)以下 ※1	5割
33万円+(50万円×被保険者の数)以下 ※2	2割

※1 平成29年度は、33万円+(27万円×被保険者の数)以下

※2 平成29年度は、33万円+(49万円×被保険者の数)以下

・被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方の所得割額2割軽減は廃止となります。

■ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・均等割額が7割軽減から5割軽減に変更になります。所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※ 元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割、8.5割軽減)が受けられます。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。